

函館市交通事業経営計画（第2次）策定に係る

検討結果報告書

平成21年12月

函館市交通事業経営計画検討会議

目 次

I	検討経過について	1
II	検討結果について	3
	(1) 現行の経営計画の進捗状況および評価について	3
	(2) 経営計画（第2次）の策定に係る課題、項目等について	5
	1 はじめに	5
	2 事業経営の基本的な考え方について	5
	3 収入に係る対策について	6
	(1) 料金制度	6
	(2) 乗客サービス	6
	(3) 広告料収入	7
	(4) 利用促進	7
	4 支出に係る対策について	8
	(1) 効率化の推進	8
	(2) 建設改良	9
	5 一般会計からの補助について	9
	6 累積資金不足額の処理について	10
	7 走行環境の改善について	10
	8 将来的課題について	10
III	資料	13
	(1) 函館市交通事業経営計画検討会議開催状況	13
	(2) 函館市交通事業経営計画検討会議委員名簿	14
	(3) 函館市交通事業経営計画検討会議設置要綱	15

I 検討経過について

函館市交通事業経営計画検討会議は、函館市交通局における新たな交通事業経営計画（以下、「経営計画（第2次）」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を受け論議を深めるため、学識経験者、交通事業者、経済団体、住民団体、福祉団体等関係者に市民公募委員を加えて9名の委員から構成され、平成21年7月24日開催の第1回会議をはじめとして、計5回にわたり、経営計画（第2次）策定に係る検討を行ってきた。

検討にあたっては、会議を公開制とし、会議経過や資料をホームページ上に掲載するなど、広く市民に情報提供を行ってきた。

検討の経過としては、はじめに、平成12年度から平成21年度までを計画期間とする現行の経営計画における各種対策の進捗状況および評価について、函館市交通局から提出された自己評価資料等に基づき、協議を行った。

次に、経営計画(第2次)策定に係る課題について、委員からの要求資料や函館市交通局から提出された状況説明資料、交通事業経営計画（第2次）検討資料に基づき協議・検討を進めてきた。

検討結果については、交通事業経営計画（第2次）検討資料の体系に沿って取りまとめを行ったが、函館市交通局での経営計画(第2次)の策定にあたり、この報告を最大限に反映されるとともに、実際の経営計画の推進では、各対策の着実な実施により、市民生活を支える安全・安心な公共交通機関としての役割を果たし、健全な事業運営を図ることを切に希望するところである。

II 検討結果について

(1) 現行の経営計画の進捗状況および評価について

新たな経営計画策定に係る検討を行うにあたり、はじめに、平成12年11月に策定され、平成12年度から平成21年度までの10か年を計画期間とする現行の経営計画の進捗状況の把握とその評価について、協議・検討を行った。

評価基準は、函館市交通局から提出された資料「経営計画における各種対策の進捗状況および評価について」の自己評価の基準に基づき、

A：計画を上回って実施している。

B：計画を予定どおりに実施している。

C：計画を下回って実施している。

D：計画を実施していない。

という4段階評価で、現行の経営計画の体系に沿って、進捗状況の検討と評価を行い、次のとおりの結果となった。

○自動車運送事業	B評価
①営業所の廃止と移管	B評価
②路線の廃止と移管	B評価
③職員・嘱託職員の処遇	B評価
④資産の処分と長期借入金の処理	B評価
⑤一般会計からの補助	A評価
○軌道事業	B評価

①収入に係る対策	B評価
②支出に係る対策	B評価
③一般会計からの補助	A評価
④走行環境の改善	B評価
⑤その他	B評価

このことから、計画全体の進捗状況について、予定どおりに実施していると評価するものである。

(2) 経営計画（第2次）の策定に係る課題、項目等について

新たな経営計画の策定にあたり留意すべき課題や項目等について議論するにあたっては、交通事業の現状についての資料の検討や各委員の交通事業に対する認識等についての討議の後に、函館市交通局から提出された資料「函館市交通事業経営計画（第2次）の概要(案)」、「函館市交通事業経営計画（第2次）検討資料」などに基づき、基本的な考え方や具体的対策について議論を行った。

以下、本検討会議として整理した項目について、検討資料の体系に従って記載するものである。

1 はじめに

- ・ 経営計画の本編の前置きとして、現行の経営計画策定以前の経営状況と財政健全化への取り組みの経過、現行の経営計画策定の経過と計画の進捗状況、現状と今後の課題についての認識を簡潔に記述すること

2 事業経営の基本的な考え方について

- ・ 路面電車が持つ都市施設としての重要性と交通機関としての特性について記述すること
- ・ 経営計画の基本として
 - ① 現行営業路線による効率的な運行および経営の実施
 - ② 高齢社会やバリアフリー対策など利用者の立場に配慮したサービス提供
 - ③ 単年度収支の黒字化を基本とする経営の維持

④ 年次計画に基づく累積資金不足額の解消 を掲げること

- ・ 計画の実施期間は、平成22年度から平成31年度までの10か年とし、状況の変化等により適時見直しを行うものとする

3 収入に係る対策について

(1) 料金制度

(ア) 均一料金制度についての検討の継続

均一料金制度導入の可能性について、検討を進めること

(イ) 新たな割引体系の検討および定期券等割引率の見直し

エコロジー・パス（環境定期券）等新たな料金割引制度の導入や通勤・通学定期等の割引率の見直し等について、検討を進めること

(ウ) ICカード等新媒体の調査研究

ICカード、モバイル等の可能性について、調査研究を行うこと

(2) 乗客サービス

(ア) 職員の接遇マナーと企業意識向上の徹底

職員全員に対し、乗客接遇マナーの向上と企業意識の徹底に努めること

(イ) 乗客需要に見合った営業時間および運行間隔の再構築

乗客需要に対応する効率・効果的な営業時間、運行時分、本数、間隔等について、検討を行なうこと

(ウ) 電車内での市民・観光情報の積極的発信を図る方策

電車内で、広く市民向けの市政情報や来訪者向けの地域・観光情報を積極的に発信を図ること

(エ) 他の交通機関との連携強化

乗客の利便性を増すため、民営バス等他の交通機関との連携強化を図ること

(3) 広告料収入

(ア) 電停ネーミングライツ（電停副呼称）制度の推進

電停周辺の企業に対し、電停ネーミングライツ（電停副呼称）制度のPR等を積極的に働きかけること

(イ) 車内・車外使用による新規広告商品の開発・販売

新たな広告商品の開発し、企業へ販売促進を図ること

(ロ) 広告料金の改定についての検討

広告料金の単価等の改定について検討すること

(エ) 電車の意匠を活用した新規商品の開発・販売

電車の意匠を活用したオリジナルグッズの開発促進と販売による電車事業のイメージアップと収入増加を図ること

(4) 利用促進

(ア) 公共交通機関の利用促進

全市的なエコ・ライフ推進と連携し、旅客単位輸送量当たりの二酸化炭素排出量が少ない公共交通機関の利用をアピールすること

(イ) イベント開催による市民への広報活動の実施

路面電車にちなんだ行事開催を通して、市民等の電車に対する関心を高め、利用促進を図ること

(ロ) 街頭キャンペーン等観光客対象の宣伝活動の拡充

利用促進の街頭キャンペーンや観光客に対する電車・観光地案内を実

施による宣伝活動の充実を図ること

(エ) 沿線地域企業・団体等との連携協力による利用拡大

沿線周辺の企業や商店街等と協力し、セール、イベント等の連携などを通じた利用拡大を図ること

(オ) 旅行代理店や観光コンベンション団体等との連携強化による利用促進

旅行代理店、観光施設、観光コンベンション団体等との連携を強め、修学旅行の誘致、観光客等に対する情報提供、市電乗車券を含んだ旅行パック商品等の拡大に努めること

(カ) 交通事業等についての情報発信の強化

市内公共交通機関との連携や民営バスとの乗継制度等についての広報を強化やホームページの概要の多言語表記や搭載等内容の充実を図ること

[経営計画策定および実施にあたり留意すべき意見]

- ・ 各対策の実施にあたっては、予め達成目標の明示に努めること
- ・ 他の交通機関との連携を一層強化し、地域の交通体系全体に関する情報発信に対し、積極的に参画すること

4 支出に係る対策について

(1) 効率化の推進

(ア) 事務事業の見直しによる効率的な組織の確立

事務事業の点検・見直しにより、効率的な組織体制の確立を図ること

(イ) 施設整備業務および管理業務の外注化、嘱託化推進による人件費の抑

制

アウトソーシング推進の見地から、業務の評価を行い、外注化・囑託化を進め人件費総額の抑制を図ること

(ウ) 事業経費等の総点検によるコスト縮減

事務事業経費について点検・見直し、経費の削減を図ること

(2) 建設改良

(ア) 施設等整備の計画的推進

安全運行を確保するため、車両、線路、電路等施設の計画的な改修や更新を進めること

(イ) 補助制度拡充等についての国に対する要望継続

建設改良に係る財源確保のため、国に対し、制度拡充の要望を続けること

[経営計画策定および実施にあたり留意すべき意見]

- ・ 営業収益の増加が困難な状況を鑑み、人件費や事務・事業経費の一層の縮減を図ること
- ・ 超低床電車の積極的導入を図ること

5 一般会計からの補助

- ・ 電車が交通機関のほか、環境保全や文化・観光など、多面的な機能を有する都市施設である一方、厳しい経営環境であることを考慮し、現行の経営計画に引き続いて、補助金を施設改善や施設維持保守等に限定するルールを定め、一般会計からの支援を仰ぐこととする

6 累積資金不足額の処理

- ・ バス事業からの不良債務（累積資金不足額）について、本計画期間を目途とする年次計画により、一般会計からの補助金での解消を図ること

7 走行環境の改善について

(1) 安全性および定時性を兼ね備えた走行環境の整備

(ア) 電車優先信号設置等に係る関係機関との協議等継続

運行の安全性と定時性を確保のため、電車優先信号設置や信号調整等について、引き続き関係機関と協議すること

(イ) 軌道敷内の電車優先運行についての自動車運転者等への啓発強化

軌道敷内の電車優先運行の啓発について、継続して周知を図ること

8 将来的課題について

本検討会議は、設置目的が交通事業者である函館市交通局が策定する交通事業経営計画の検討としていることから、原則、交通事業者の所管している事項に限った議論を進めてきた。しかしながら、電車事業の現在の状況や今後の事業運営について考える際に、交通事業に限らない、より広範な見地からの議論に及ぶことがあったことから、将来的には、現状の維持に留まらない建設的な方策として、次の項目について検討されるよう期待するものである。

(1) 営業路線の延伸

観光客の利用や市内における経済圏の状況を考慮した路線の延

伸について検討すること

(2) パークアンドライド施設等の設置

公共交通機関への乗り継ぎの推進を図るため、電停付近での駐車場やバスターミナル等設置を検討すること

(3) 軌道内緑化の推進

都市景観の向上に加え、ヒートアイランド現象の緩和や沿線騒音の低減を図るため、電車軌道内の芝生による緑化を検討すること

Ⅲ 資料

1 函館市交通事業経営計画検討会議開催状況

開催日時等	議事等
第1回 平成21年7月24日(金) 午後3時～午後4時45分 函館市交通局会議室	(1) 会長の選出について (2) 会長職務代行者の指名について (3) 検討会議の今後の進め方について (4) 交通事業の概要について (5) 現行の経営計画の進捗状況および評価について
第2回 平成21年9月16日(金) 午後3時～午後4時55分 函館市交通局会議室	(1) 現行の経営計画の進捗状況および評価について (2) 新たな経営計画策定に係る課題について
第3回 平成21年10月5日(月) 午後3時～午後4時40分 函館市交通局会議室	(1) 新たな経営計画策定に係る課題について
第4回 平成21年11月30日(月) 午前10時～午前11時40分 函館市交通局会議室	(1) 新たな経営計画策定に係る課題について
第5回 平成21年12月18日(金) 午前10時～午前10時40分 函館市交通局会議室	(1) 新たな経営計画策定に係る課題について (2) 検討結果報告書について

2 函館市交通事業経営計画検討会議委員名簿

(敬称略)

区 分	役 職 等	委 員 氏 名	備 考
学識経験者	公立大学法人公立ほこだて未来大学 システム情報科学部教授	きむら けんいち 木村 健一	会長
	北海道税理士会函館支部長	たかだ けんじ 高田 健二	会長職務代行者
事業者等関係者	北海道運輸局函館運輸支局 首席運輸企画専門官	たきざわ あつし 滝沢 敦	
	函館地区バス協会事務局長	くどう としお 工藤 利夫	
経済団体等関係者	函館商工会議所運輸港湾部会長	ひょうどう のりふみ 兵頭 法史	
住民団体等関係者	函館市町会連合会常任理事（交通部長）	ひもり ゆうぞう 桧森 裕三	
福祉団体等関係者	函館市社会福祉協議会評議員	いわなみ かつじ 岩波 勝二	
公募委員	一般公募	えびこ りゅういち 蛸子 隆一	
		やまだ たみお 山田 民夫	

3 函館市交通事業経営計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 函館市交通事業経営計画の策定にあたり、広く市民の意見をいただき論議を深めるため、函館市交通事業経営計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、函館市交通事業経営計画について検討し、その結果を函館市交通局長（以下「交通局長」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員9人以内をもって構成するものとし、次に掲げる者のうちから交通局長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者等関係者
- (3) 経済団体等関係者
- (4) 住民団体等関係者
- (5) 福祉団体等関係者
- (6) 公募により選出された者

(任期)

第4条 委員の任期は、交通局長が指名した日から検討会議の検討協議が終了し、交通局長に報告した日までとする。

(会長)

第5条 検討会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、検討会議の会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、交通局長は、必要に応じ、委員を招集し会議を招集することができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、交通局管理運輸部管理課において処理する。

(謝礼)

第8条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。